

3 指定管理者業務評価の概要

町（担当課）による指定管理者の実施の監理（モニタリング）の結果を客観的に表すため、令和元年度の業務評価の結果は、次のとおり。

【実施監理の担当課：農林課】

項目	評価基準	評価結果
		H31 (R1)
いわびつ体験農園の適正な管理運営のための基本的な事項	施設の性格や目的等に合致した方針があり意欲があるか	A
	町民の平等な利用が確保されているか	A
	施設の効用が最大限発揮されているか	B
経営組織の安定性	運営理念や財務の健全性	A
	過去又は現在の実績等	B
いわびつ体験農園の管理運営に関する基本計画	事業への具体的な取り組み方	B
	施設の運営体制や組織など	C
	適正な管理や経理など	C
	安全管理や緊急時等の対応など	B
	個人情報の保護など	B
	適切な経費の算定など	B
	新たなサービスの展開	B
その他	省エネ、地域活動などの考え方	B
総合評価		B

※【評価基準】凡例

- A（優良） 町が求めた業務を適切に履行している。円滑に管理運営されている。
- B（良好） 町が求めた業務を概ね履行しており、管理運営の水準を満たしている。
- C（要努力） 一部改善が必要な部分は確認されたが、指示に応じて改善されている。
- D（要改善） 町が求めた業務を履行していない。改善指示に応じない。【改善勧告検討】

町（担当課）による業務評価コメント

- ・施設の適正な管理運営のための基本的な事項については、仕様書等に基づき適正に実施されている。
- ・経営組織の安定性については、経営体の企業、事業規模は堅調である。
- ・管理運営に関する基本計画について、「適正な管理」については監査委員、町議会議員より指摘されたとおり、適切な圃場管理が行われておりませんでした。原因として従業員を募集しても集まらない慢性的な人員不足が一因でしたが、令和2年度から一部管理を再委託する事により、適切な圃場管理を期待している。また、この再委託の受託先は障害者支援施設であり、就労支援等、障害者福祉に繋がる農福連携を進めているところである。

4 指定管理者選定委員会による講評（コメント）

東吾妻町指定管理者選定委員会（公募、識見委員など6名）へ管理運営状況の調査をお願いしましたが、その概要は次のとおりである。

【総合的な観点からの講評】

「1期目（2年9月間）の指定期間が満了を迎えるところであり、効果はまだ現れていないが、引き続き適切な管理運営に努められたい。」

指定管理者の管理運営状況が良好であるか否かについて、担当課からの聴取とモニタリング結果、関係資料に基づき総合的な観点から調査、検討を行った。

なお、町より「いわびつ体験農園」に指定管理者制度適用の継続判断の説明があったため、農林水産省の補助事業で整備した当該施設の耐用年数等も調査し、町有施設として機能維持の有効性も検証するなど慎重に審議を行った。